

## 「(仮称) 京田辺市こども計画」について

### 1 「(仮称) 京田辺市こども計画」の概要

本市では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく計画である「第2期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、次期計画と一体的に、すべてのこども関連の計画を統合した「(仮称) 京田辺市こども計画」の策定を進めています。

この「(仮称) 京田辺市こども計画」は、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定されている市町村こども計画として策定するため、これに必要なニーズ調査等を行い、調査で得たデータ等をもとに策定を行います。

また、「第3期京田辺市子ども・子育て支援事業計画」のほか、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）による「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）による「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）による「市町村子ども・若者計画」を含むものとして策定を進めています。

### 2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間（必要に応じて隨時見直し）

### 3 これまでの主な策定過程

#### （1）ニーズを把握するための調査等

①子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（令和6年2月～3月）

○就学前児童の保護者 ○小学生の保護者 ○妊婦

○子育ての担い手である幼稚園教諭・保育士・指導員等

②子どもの生活状況調査（令和6年2月～3月）

○小学5年生及びその保護者 ○中学2年生及びその保護者

③子ども・若者意識調査（令和6年6月～7月）

④子ども・若者ワークショップ（令和6年6月2日（日））

（2）府内ヒアリングの実施（令和6年8月～9月）

（3）上記の結果等を基に、計画の骨子、素案の作成（令和6年9月～11月）

（4）関係部局の所属長で構成する「子ども・子育て支援施策推進会議」での調整後、有識者・関係機関代表者、公募市民等で構成する附属機関「子ども・子育て会議」での協議（令和6年6月10日、10月1日、11月12日）

（5）経営会議での報告（令和6年11月18日）

#### 4 今後のスケジュール（案）

令和6年12月12日 文教福祉常任委員協議会

12月18日～令和7年1月17日 パブリックコメント実施

令和7年1月～2月 パブリックコメントの結果を受け、最終調整

2月 子ども・子育て支援施策推進会議

子ども・子育て会議

3月 策定